

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>②-1 輸出令別表第1の<u>16</u>の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域を除く。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき</p> <p>②-2 輸出令別表第1の<u>16</u>の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第三号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p> <p>0 (略)</p> <p>1 輸出の許可</p> <p>1-0 (略)</p> <p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>① (略)</p> <p>②-1 輸出令別表第1の<u>16</u>の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域を除く。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき</p> <p>②-2 輸出令別表第1の<u>16</u>の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。）を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第三号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第三号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第三号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき</p> <p>②-3 輸出令別表第1の<u>16</u>の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域（輸出令別表第3の2に掲げる地域を</p>

(削る)

(注3) (略)

(b) ~ (d) (略)

(二)・(ホ) (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。(ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品(「核原料物質

除く。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

②-4 輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域(輸出令別表第3の2に掲げる地域に限る。)を仕向地として輸出する場合であって、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当するとき、輸出令第4条第1項第四号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定に該当するとき又は輸出令第4条第1項第四号ロ若しくはニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき

(注3) (略)

(b) ~ (d) (略)

(二)・(ホ) (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可

(イ) (略)

輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)
2	(略)	(略)
	核原料物質	ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質であって、核燃料物質以外のものをいう。(ただし、核原料物質のうち、トリウムの含有量が、全重量の5パーセント未満のトリウムタングステンからなる線若しくは棒又は繊維製品、塗料、窯業製品(「核原料物質

	、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)第2条第11項で定める国際規制物資以外のものに限る。)を対象外とする。)		、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号)第2条第9項で定める国際規制物資以外のものに限る。)を対象外とする。)
原子炉の部分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉容器、原子炉压力容器又はその主要部分品(上部蓋を含む。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、<u>カランドリア管</u>、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離器、<u>蒸気乾燥器</u>、原子炉容器内に設置する<u>中性子束レベルを決定するための中性子検出器</u>又はその他の内部部分品</p> <p>ニ 原子炉圧力管(原子炉内の一次冷却材と燃料要素を<u>共に格納するもの</u>)</p> <p>ホ <u>原子炉での燃料被覆用に設計したジルコニウム若しくはその合金の管又はその集合体であって、10キログラムを超えるもの</u></p> <p>ヘ <u>カランドリア</u></p>	原子炉の部分品	<p>原子炉本体を構成するために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 原子炉容器又はその主要部分品(上部蓋を含む。)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ 炉心板、炉心支持板、炉心支持柱、燃料チャンネル、炉心槽、熱遮へい体、炉心バッフル、分散板、シュラウド、シュラウドヘッド、上部格子板、気水分離機、蒸気乾燥機、原子炉容器内に設置する中性子検出器若しくは中性子測定器又はその他の内部部分品</p> <p>ニ 原子炉圧力管(<u>50気圧を超える運転圧力下にある原子炉内の一次冷却材と燃料要素を格納するもの</u>)</p> <p>ホ <u>ジルコニウム被覆管及びその他の原子炉用ジルコニウム管(ハフニウムの重量がジルコニウムの重量の500分の1未満のジルコニウム金属又はその合金製のもの)</u> <u>(新設)</u></p>
原子炉の附属装置	<p>原子炉本体の外側に据え付けられるために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 一次冷却材を循環させるポンプ又</p>	原子炉の附属装置	<p>原子炉本体の外側に据え付けられるために設計又は製造されたものであって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 一次冷却材を循環させるポンプ</p>

	<u>用いたりチウムの同位元素の分離用の化学変換システム及びこのために設計された部分品</u>	
(略)	(略)	
ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の附属装置	<p>ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体の外側に据え付けられる装置をいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ <u>六フッ化ウランに耐食性のある材料（銅、銅合金、ステンレス鋼、アルミニウム、酸化アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル若しくはニッケルを重量で60パーセント以上含むニッケル合金又はフッ素化炭化水素ポリマーを含む。）を用いて製造した又は保護された熱交換</u></p>	

(略)	(略)	
ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置の附属装置	<p>ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本体の外側に据え付けられる装置をいい、次のいずれかに該当するものを含む。</p> <p>イ <u>アルミニウム、ニッケル又は60パーセント以上のニッケルを含有する合金を用いて製造した管状の熱交換器であって、流体間の圧力差が1気圧のとき流体の漏れによる圧力差の減少が毎時10,000分の1気圧未満で、大気圧より低い圧力で使用するように設計したもの</u></p>	

器であって、流体間の圧力差が100キロパスカルのとき流体の漏れによる圧力差の減少が毎時10パスカル未満で、大気圧より低い圧力で使用するよう設計したもの

ロ 六フッ化ウランに耐食性のある材料（銅、銅合金、ステンレス鋼、アルミニウム、酸化アルミニウム、アルミニウム合金、ニッケル若しくはニッケルを重量で60パーセント以上含むニッケル合金又はフッ素化炭化水素ポリマーを含む。）を用いて製造した又は保護された圧縮機又は送風機であって、圧力比が10以下のもの

ハ 質量分析計であって、次の（一）から（五）

ロ アルミニウム、ニッケル又は60パーセント以上のニッケルを含有する合金を用いて製造した圧縮機又は送風機であって、吐出し量が毎分1.7立方メートル以上のもの

ハ 磁石又は四重極を用いた質量分析計であって

	<p>までのすべてに該当するもの</p> <p>(一) 原子質量単位で表した質量が<u>320以上</u>のイオンを測定することができるものであって、<u>原子質量単位での分解能が320を超えるもの</u></p> <p>(二) イオン源が、<u>ニッケル</u>、<u>ニッケルの含有量が全重量の六〇パーセント以上のニッケル銅合金又はニッケルクロム合金</u>で作られた又はこれらの材料で保護されたもの</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p>			<p>、次の(一)から(五)までのすべてに該当するもの</p> <p>(一) 原子質量単位で表した質量が<u>320を超える</u>イオンを測定することができるもの</p> <p>(二) イオン源が、<u>ニクロム</u>若しくは<u>モネル</u>で構成され、<u>若しくは裏打ちされたもの又はニッケルで被覆されたもの</u></p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p>	
ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用装置本	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本		ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用装置本	ウラン又はプルトニウムの同位元素の分離用の装置本	

離用の装置の 部分品	体を構成する機器 及び附属装置の主 要な部分品をいい 、次のいずれかに 該当するものを含 む。 イ <u>ガス拡散隔壁 及びその材料</u> ロ～ト (略)
(略)	(略)
貨物等省令第 一条第八号ロ 中の周波数変 換器	(略)
<u>ハードウェア 及びソフトウ ェアの制限</u>	<u>インターフェース 又は通信プロトコ ルを含む。</u>
(略)	(略)
重水素化合物 の製造用の装 置	(略)
<u>重水素若しく は重水素化合 物の製造用の 装置</u>	<u>窒素と水素の合成ガスをアンモニア・ 水素高圧交換塔より抽出し、合成アン モニアとして再び交換塔に戻すように 構成されたアンモニア合成装置を含む</u> 。
細粒炭素鋼	(略)

離用の装置の 部分品	体を構成する機器 及び附属装置の主 要な部分品をいい 、次のいずれかに 該当するものを含 む。 イ <u>ガス拡散隔壁</u> ロ～ト (略)
(略)	(略)
貨物等省令第 一条第八号ロ 中の周波数変 換器	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
重水素化合物 の製造用の装 置	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
細粒炭素鋼	(略)

<u>有効長</u>	<u>充填タイプの塔の中にある充填材料の 実際の高さ又は板タイプの塔の中にあ る接触板の実際の高さをいう。</u>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	
引張強さが <u>1 ， 950メガ パスカル以上 となるもの</u>	製造業者が発行する技術資料等により 当該貨物の熱処理を行った場合に、引 張強さが <u>1，950メガパスカル以上 となることを製造業者が保証するもの</u> をいう。	
(略)	(略)	
二酸化炭素レ ーザー発振器		産業用の二酸化炭素 レーザー発振器を除 く。
<u>一酸化炭素レ ーザー発振器</u>		<u>産業用の一酸化炭素 レーザー発振器を除 く。</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	
<u>アンモニア合 成装置であっ て、イに該当 する装置に用 いることがで きるもの</u>	<u>窒素と水素の合成ガスをアンモニア・ 水素高圧交換塔より抽出し、合成アン モニアとして再び交換塔に戻すように 構成されたものをいう。</u>	
(略)	(略)	
引張強さが <u>2 ， 050メガ パスカル以上 となるもの</u>	製造業者が発行する技術資料等により 当該貨物の熱処理を行った場合に、引 張強さが <u>2，050メガパスカル以上 となることを製造業者が保証するもの</u> をいう。	
(略)	(略)	
二酸化炭素レ ーザー発振器		産業用の二酸化炭 素レーザー発振器 であって、 <u>持続波 を出力するもの又 は200ナノ秒を 超えるパルス幅の パルスを発振する ものを除く。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	

(略)	(略)
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>絶対圧力を測定することができる圧力計であって、次の(一)から(三)までの全てに該当するもの</u>	フルスケールを切り替えられる場合にあつては、 <u>貨物等省令第1条第三十八号イ(三)1及び2のいずれにおいても確認し判断すること。</u>
<u>酸化アルミニウム</u>	<u>アルミナともいう。</u>
	<u>サファイアを含む。</u>
<u>ふっ素重合体</u>	次のいずれかに該当するものを含む。 <u>イ ポリテトラフルオロエチレン(PTFE)</u> <u>ロ 四フッ化エチ</u>

(略)	(略)
<u>アルミニウム製、アルミニウム合金製、ニッケル製又はニッケルの含有量が全重量の60パーセントを超えるニッケル合金製のセンサ</u>	<u>センサユニットを含む。</u>
<u>絶対圧力計であつて、次のいずれかに該当するもの</u>	フルスケールを切り替えられる場合にあつては、 <u>可能なすべてのフルスケールに対し、貨物等省令第1条第三十八号イ(一)及び(二)のいずれにおいても確認し判断すること。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

		<u>レン・六フッ化</u> <u>プロピレン共重</u> <u>合体 (F E P)</u> ハ <u>テトラフルオ</u> <u>ロエチレン・パ</u> <u>ーフルオロアル</u> <u>キルビニルエー</u> <u>テル共重合体 (</u> <u>P F A)</u> ニ <u>ポリクロロト</u> <u>リフルオロエチ</u> <u>レン (P C T F</u> <u>E)</u> ホ <u>フッ化ビニリ</u> <u>デン・ヘキサフ</u> <u>ルオロプロピレ</u> <u>ン共重合体</u>				
	(略)	(略)		(略)	(略)	
3	(略)	(略)		3	(略)	
3の2	(略)	(略)		3の2	(略)	
	ワクチン	(略)			ワクチン	(略)
	<u>アンデアン・</u> <u>ポテト・ラテ</u> <u>ント・ウイル</u> <u>ス</u>	<u>Andean potato latent virusをいう。</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)			(略)	(略)
	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>			<u>ポテト・アン</u> <u>デアン・ラテ</u>	<u>Potato Andean latent tymovirusをい</u> <u>う。</u>

(略)	(略)
<u>コレトトリクム・カーハワイ</u>	<u>コーヒー炭疽病の病原菌Colletotrichum kahawaeをいう。</u>
<u>ザントモナス・アクソノポデイス・パソバー・シトリ</u>	<u>柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas axonopodis pv. citriをいう。</u>
(略)	(略)
<u>ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ</u>	<u>イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas oryzae pv. oryzaeをいう。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>シンキトリウム・エンドビオチウム</u>	<u>ジャガイモがんしゅ病の病原菌Synchytrium endobioticumをいう。</u>
<u>スクレロフトラ・ライシアエ・バラエテ</u>	<u>Sclerophthorarayssiae var. zaeをいう。</u>

<u>ント・チモウイルス</u>	
(略)	(略)
<u>コレトトリクム・コフエアヌム・バラエティー・ビルランス</u>	<u>コーヒー炭そ病の病原菌Colletotrichum coffeanum var. virulansをいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
<u>ザントモナス・オリゼ・パソバー・オリゼ</u>	<u>イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas campestris pv. oryzaeをいう。</u>
<u>ザントモナス・キャンペストリス・パソバー・シトリ</u>	<u>柑橘かいよう病の病原菌Xanthomonas campestris pv. citriをいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>イー・ゼアエ</u>	
<u>セカフォラ・ソラニ</u>	<u>じゃがいも smut 病の病原菌 Thecaphora solani をいう。</u>
<u>チレチア・インディカ</u>	<u>カルナール黒穂病の病原菌 Tilletia indica をいう。</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>プクシニア・グラミニス種</u> <u>グラミニス・バラエティー</u> <u>・グラミニス</u>	(略)
<u>プクシニア・ストリイフォルミス</u>	(略)
<u>ペロノスクレロスポラ・フィリピネンシス</u>	<u>サトウキビべと病の病原菌 Peronosclerospora philippinensis をいう。</u>
<u>マグナポルテ・オリゼ</u>	<u>イネいもち病の病原菌 Magnaporthe oryzae をいう。</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>ラルストニア</u>	<u>青枯病の病原菌 Ralstonia solanacearu</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>ピリキュラリア・オリゼ</u>	<u>イネいもち病の病原菌 Pyricularia oryzae をいう。</u>
<u>ピリキュラリア・グリセア</u>	<u>トウモロコシいもち病の病原菌 Pyricularia grisea をいう。</u>
<u>プクシニア・グラミニス</u>	(略)
<u>プクシニア・ストリイフォルミス</u>	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>
<u>ラルストニア</u>	<u>青枯病の病原菌 Ralstonia solanacearu</u>

	<u>・ソラナセアルム・レース3及び次亜種2</u>	<u>m, races 3, biovar 2をいう。</u>
	(略)	(略)
	24時間に10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	(略)
	<u>水分蒸発量</u>	<u>1時間あたりの最大の水分蒸発量をいう。</u>
	<u>最小の部分品の変更</u>	<u>噴霧ノズルの交換を含む。</u>
	<u>平均粒子径</u>	<u>レーザー回折により測定したものをいう。</u>
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	貨物等省令第3条第一号の二中のこれらの部分品	(略)
	(略)	(略)

	<u>・ソラナセアルム・レース2及び3</u>	<u>m Races 2 and 3 をいう。</u>
	(略)	(略)
	24時間に10キログラム以上1,000キログラム未満の氷を作る能力	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
4	(略)	(略)
	貨物等省令第3条第1項第一号の二中のこれらの部分品	(略)
	(略)	(略)

民間航空機	(略)
<u>機体に搭載されていない状態における最大推力</u>	<u>機体にエンジンを搭載しない状態で測定された最大の推力をいう。型式証明で示される最大推力は、それ以下となる。</u>
(略)	(略)
貨物等省令第3条第七号へのジルコニウム、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金	(略)
<u>粒子の径が60マイクロメートル未満のもの含有量が全体積又は全重量の90パーセント以上のもの</u>	<u>粒度分布が異なる粒子を混合したものであって、構成する個々の粒子の集団のうち、その体積又は重量の90パーセント以上の粒子が粒子径60マイクロメートル未満となる集団の数が1つ以上ある混合物を含む。</u>
(略)	(略)
電子加速器	(略)
<u>空気力学試験</u>	<u>風洞及び衝撃風洞</u>

民間航空機	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
貨物等省令第3条第七号へのジルコニウム、ベリリウム、マグネシウム又はこれらの合金	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
電子加速器	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	装置	を含む。			
	測定部断面の長さ	流れ方向に対して垂直な面の面積が最大になる部分における円の直径、正方形の一辺、長方形の長辺又は楕円の長径をいう。		(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
	拡散接合	少なくとも2つ以上の互いに離れている金属を、それぞれの金属の原子同士が接合界面を超えて相互に拡散する現象を利用して固相状態で接合し、接合された最も弱い金属材料の強度に等しい接合強度になるように一体化させることをいう。		拡散接合	少なくとも2つ以上の互いに離れている金属を、最も弱い材料の強度に等しい強さの接合強度に、固相分子接合で一体化させることをいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(削る)	(削る)		芳香族ポリイミド	前駆物質のポリアミック酸を含む。
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(削る)	(削る)		ふっ化ポリイミド	前駆物質のポリアミック酸を含む。
	(略)	(略)		(略)	(略)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
	貨物等省令第5条中の位置	工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(2006)によ		貨物等省令第5条中の位置	工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(2006)に

決め精度	<p>る測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第5条第二号イ（一）、<u>ロ（一）から（三）</u>まで又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：（略） 注2：（略）</p>
（略）	（略）
回転軸	（略）
<u>パラレルメカニズムのもの</u>	<u>プラットフォーム及びアクチュエーター（各アクチュエーターは、各ロッドに対し同時、かつ、独立して作動する。）と結合している複数のロッドを有する工作機械をいう。</u>
（略）	（略）
貨物等省令第5条第八号イ中の最大許容長さ測定誤差	（略）
<u>表面粗さを測定するもの</u>	<u>表面欠陥を測定するものを含む。</u>

決め精度	<p>よる測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第5条第二号イ（一）、<u>ロ（一）若しくは（三）</u>又はハ（一）に規定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：（略） 注2：（略）</p>
（略）	（略）
回転軸	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
（略）	（略）
貨物等省令第5条第八号イ中の最大許容長さ測定誤差	（略）
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>

	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	最大デジタル 入出力数	(略)
	<u>シリアルトラ ンシーバーの 最大データ速 度の総計</u>	<u>当該フィールドプログラマブルロジッ クデバイスにおける一方向へデータ転 送するシリアルトランシーバーの最大 データ速度にトランシーバー数を乗じ て得られた値をいう。</u>
	(略)	(略)
	宇宙用に設計 した	<u>地表から100キロメートルを超える 高度で動作するよう設計若しくは製造 されたこと又は試験に合格して適格と されたことをいう。特定の貨物が試験 に合格したことにより宇宙用に設計し たと判定されても、同じ生産工程又は 一連の型式である他の貨物は、個々に 試験されなければ宇宙用に設計したこ とにならない。</u>
	(略)	(略)
	マイクロ波用 固体増幅器又 はマイクロ波 用固体増幅器 を含む組立品 若しくはモジ ュール	(略)

	(略)	(略)
7	(略)	(略)
	最大デジタル 入出力数	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
	(略)	(略)
	宇宙用に設計 した	<u>人工衛星又は100キロメートル以上 の高度で動作する高高度飛行システム の発射及び飛行中に使用するための特 別の電氣的、機械的又は感興的な要件 を満たすように設計、製造及び試験し たことをいう。</u>
	(略)	(略)
	マイクロ波用 固体増幅器又 はマイクロ波 用固体増幅器 を含む組立品 若しくはモジ ュール	(略)

<u>貨物等省令第6条第二号ホに掲げる貨物</u>	<u>送受信モジュール及び送信モジュールを含む。</u>	
(略)	(略)	
組立品	(略)	
<u>貨物等省令第6条第二号ホ(六)3中の最小動作周波数</u>	<u>動作帯域幅の下限が3.2ギガヘルツ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として3.2ギガヘルツを用いるものとする。</u>	
(略)	(略)	
アブソリュートエンコーダ	(略)	
<u>パルス出力の切換えを行うサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール</u>	(略)	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
<u>貨物等省令第</u>		<u>定比幅フィルター</u>

<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
組立品	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
アブソリュートエンコーダ	(略)
<u>パルス出力切換えサイリスターデバイス又はサイリスターモジュール</u>	(略)
(略)	(略)
<u>デジタル信号処理技術を用いるもの</u>	<u>デジタルサンプリング及びデジタル変換技術を用いて、振幅及び位相に関する情報を含む入力信号のフーリエスペクトラムを表示するものをいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

<u>6条第十二号ニ該当する無線周波数分析器</u>		<u>(オクターブフィルタ又は分数オクターブフィルタともいう。)のみを用いたものを除く。</u>
<u>実時間帯域幅</u>	<u>周波数分析器が変換後のデータを外部に出力又は表示しながら、ギャップ又は窓効果による実振幅からの減衰が3デシベルを超えずに全ての入力信号を処理するフーリエ変換又は他の離散時間変換により、タイムドメインデータの全てを周波数ドメインに連続的に変換することができる最大周波数範囲をいう。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十二号ニ中の100パーセントの確率で検出する</u>	<u>100パーセントの確率で検出するための時間は、仕様にあるレベルの測定の不確かさに必要な最小信号持続時間に相当する。</u>	
<u>周波数マスクトリガー</u>	<u>設定した周波数帯域幅内でトリガーする周波数帯域の範囲を選択することができ、その範囲以外の信号が当該周波数帯域幅内に存在しても無視する機能をいう。</u>	
	<u>1つ以上の独立したリミットを含む</u>	
<u>非線形ベクト</u>	<u>計測対象の装置を大信号ドメイン又は</u>	

<u>実時間帯域幅</u>	<u>デジタル信号処理技術を用いる周波数分析器がいかなる不連続性も生じることなく解析し、その結果を表示装置又は大容量記憶装置に出力することができる入力信号の最大周波数範囲をいい、複数のチャンネルを有する周波数分析器の場合は、入力信号が最大の周波数範囲となるチャンネル構成にしたときの最大周波数範囲をいう。</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

ルの計測機能	<u>非線形歪みの領域に追い込んで試験し、その結果を解析することができるネットワークアナライザの機能をいう。</u>	
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	
重ね合わせ精度	(略)	
<u>複屈折率が7 ナノメートル 毎センチメー トル未満</u>	<u>ガラス製造者の仕様をいう。</u>	
(略)	(略)	
Ⅲ－Ⅴ族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、 <u>タリウム</u> 又はこれらの組合せと窒素、 <u>りん</u> 、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。	
		窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、

(略)	(略)
<u>2キロ電子ボルト未満で使用することができるように設計したもの</u>	<u>2キロ電子ボルト未満のエネルギーで浅いイオン注入を行うことを目的として特別に設計若しくは改造されたもの又は特別の附属装置（降加速器等）を有するものをいう。</u>
(略)	(略)
重ね合わせ精度	(略)
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
(略)	(略)
Ⅲ－Ⅴ族化合物	ほう素、アルミニウム、ガリウム、インジウム、 <u>タリウム</u> 又はこれらの組合せと窒素、 <u>りん</u> 、砒素、アンチモン、ビスマス又はこれらの組合せとの化合物をいう。

		窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウム ガリウムアルミニウム（これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、 <u>リン</u> ）の順番を問わない。）のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。
(略)	(略)	
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
(略)	(略)	

		窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウム ガリウムアルミニウム（これらの化合物における元素（窒素、ガリウム、インジウム、アルミニウム、 <u>リン</u> ）の順番を問わない。）のP型エピタキシャル層を1層以上有する基板であって、当該P型エピタキシャル層がN型層に挟まれていないものを除く。
(略)	(略)	
<u>表面イメージング技術</u>	<u>半導体製造用の技術であって、湿式又は乾式現像の改良のためにレジスト表面を酸化する技術を含む</u>	
(略)	(略)	

8	(略)	(略)
	デジタル電子 計算機の機能 を向上するよ うに設計した 部分品	(略)
9	(略)	(略)
	無線通信傍受 装置	次のいずれかに該 当するものを除く。 イ (略) ロ デジタル電子 計算機及びその ファミリーの計 算機の最大性能 が <u>3.0実効テラ演 算を超えないも のに特別に設計 された部分品</u>

8	(略)	(略)
	デジタル電子 計算機の機能 を向上するよ うに設計した 部分品	(略)
9	(略)	(略)
	無線通信傍受 装置	次のいずれかに該 当するものを除く。 イ (略) ロ デジタル電子 計算機及びその ファミリーの計 算機の最大性能 が <u>1.5実効テラ演 算を超えないも のに特別に設計 された部分品</u> <u>移動体通信業者の ため、又は移動体 通信機器の設計若 しくは製造のため に設計した装置を 除く。</u>

		<u>器の設計又は製造のために設計した装置</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	
総合伝送速度	最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。なお、 <u>電子式交換装置においては一つのインターフェイスの片方向の速度であって、最も速いポート又はラインで測定したものをいう。</u>	
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	
貨物等省令第8条第六号、第七号及び第八号の二中の設計用の装置、製造用の装		他の用途に用いることができるものを除く。 <u>なお、測定装置、試験装置については、設計用、製造用以外の</u>

<u>貨物等省令第8条五号の五の移動体通信</u>	<u>次のいずれかに該当するプロトコル又は規格をいう。</u> イ <u>G S M</u> ロ <u>G S M-R</u> ハ <u>G P R S</u> ニ <u>I M T-2 0 0 0</u> ホ <u>P M R (Professional Mobile Radio)</u> ヘ <u>Inmarsat</u> ト <u>Iridium</u> チ <u>Thuraya</u> リ <u>V S A T</u> ヌ <u>A C e S</u>	
総合伝送速度	最高位多重化レベルにおける単位時間当たりの信号ビット（情報ビット並びにラインコーディング及びオーバーヘッドその他の付加ビットを含む。）数をいう。	
<u>(略)</u>	<u>(略)</u>	
貨物等省令第8条第六号、第七号及び第八号の二中の設計用の装置、製造用の装		他の用途に用いることができるものを除く。

置、測定装置 若しくは試験 装置		<u>ものを除く。</u>
(略)	(略)	
<u>認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行</u>	<u>認証、デジタル署名又は複製することを防止されたプログラムの実行</u> のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。また、認証のための暗号機能には、パスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む。	
(略)	(略)	
アルゴリズムの安全性が有限体上の乗法群における離散対数の計算の有する困難性に基づくも	(略)	

置、測定装置 、試験装置若 しくは修理用 の装置		
(略)	(略)	
<u>認証又はデジタル署名</u>	<u>認証又はデジタル署名</u> のための暗号機能には、関連する鍵管理機能を含む。また、認証のための暗号機能には、パスワード、個人識別番号データ又は類似のデータの保護に直接関連しないファイル若しくはテキストの暗号化機能以外の全てのアクセス制御機能を含む。	
(略)	(略)	
アルゴリズムの安全性が有限体上の乗法群における離散対数の計算の有する困難性に基づくも	(略)	

の	
<u>暗号解析を行うように設計したもの</u>	<u>リバースエンジニアリングの方法により暗号解析を行うように設計したものを含む。</u>
(略)	(略)
パーソナルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているもの	(略)
<u>暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が100メートルを超えない範囲に限定されているもの</u>	<u>製造者がカタログ等において、暗号機能に係る通信距離が100メートルを超えないものとしているものをいう。</u>

の	
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)
パーソナルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが近接する範囲（一部屋、自動車など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。
暗号機能を使用して通信を行うことができる範囲が30メートルを超えない範囲に限定されているもの	(略)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

	(略)	(略)
	情報通信システムであって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの又はその部分品	独立行政法人製品評価技術基盤機構又はCCRA（情報技術セキュリティの分野におけるコモンクライテリア認証書の承認に関するアレンジメント）に基づきCCRA加盟国により認定された評価機関により国際規格ISO15408（情報技術セキュリティ評価基準（コモンクライテリア））の評価保証レベル6を超えるもの又は同等と評価され、その評価結果が独立行政法人情報処理推進機構又はCCRAに基づきCCRA加盟国により認証されたもの。
10	(略)	(略)
	進行方向の分解能	進行方向のビーム幅（角度）に、ソナーのレンジ（メートル）及び0.873を乗じて得られた値（センチメートル）をいう（サイドスキャンソナーの場合に限る。）。アジマス分解能を指す。
	(略)	(略)
	走査範囲	ソナーのレンジ（メートル）に、当該レンジでセンサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）及び2を乗じて得られた値（平方メートル毎秒）をいう。
	(略)	(略)

	(略)	(略)
	情報通信システム又はその部分品であって、国際規格に照らして十分な情報の保護機能を有するもの	国際規格ISO15408（情報技術セキュリティ評価基準（コモンクライテリア））の評価保証レベル6を超えるもの又は同等と評価されるもの。
10	(略)	(略)
	進行方向の分解能	進行方向のビーム幅（角度）に、ソナーの最大レンジ（メートル）及び0.873を乗じて得られた値（センチメートル）をいう（サイドスキャンソナーの場合に限る。）。アジマス分解能を指す。
	(略)	(略)
	走査範囲	ソナーの最大レンジ（メートル）に、センサーが作動することができる最大速度（メートル毎秒）及び2を乗じて得られた値（平方メートル毎秒）をいう。
	(略)	(略)

	非繰返しパルスを発振する	単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振することをいう。
11 ~13	(略)	(略)
14	(略)	(略)
	部分品 附属品	(略)
	<u>電子式の装置</u>	次のいずれかに該当するものを除く。 イ 個人用線量計 ロ 労働安全衛生のための装置であって、その設計又は機能において事業所の安全確保又は民生産業に固有の危険性に対する防御に限定されたもの（採鉱用、採石用、農業用、製薬用、医療用、獣医療用、環境測定用、廃棄物管理用、食料産業用のものを含む。）
(略)	(略)	

	<u>連続して</u> パルスを発振する	単一出力パルス又はパルス間隔が1分を超えるパルスを発振することをいう。
11 ~13	(略)	(略)
14	(略)	(略)
	部分品 附属品	(略)
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
(略)	(略)	

15	(略)	(略)
	マトリックス	(略)
	導電性高分子	液状のものを除く 。
	貨物等省令第14条第二号ロ中の電波の吸収材として使用するよう設計したものの	次のいずれかの用途に該当するよう特に設計又は調合したものを除く。 イ 重合体をレーザーマーキングするもの ロ 重合体をレーザー溶接するもの
	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)

15	(略)	(略)
	マトリックス	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
16	ニッケル合金 チタン合金	重量比でそれぞれニッケル又はチタンの含有量が他の成分よりも多い合金をいう。
	有機繊維	有機物質を主成分とした繊維であって、レーヨンなどの化学繊維、ポリアミド、ポリエステル、アラミドなどの合成繊維をいう。
	作動油	油圧機器又は油圧系統に使用する作動流体をいう。
	電子部品実装	リード付電子部品をプリント配線板上

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	

(ロ) ~ (ニ) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 ~ 4-1-3 (略)

(削る)

<u>ロボット</u>	<u>の所定位置に挿入する機械又は電子部品をプリント配線板上の所定位置に装着する機械をいう。</u>	
<u>電子ビームを用いる溶接装置</u>	<u>集束した電子ビームを使用する溶接をするために設計した装置をいう。</u>	
<u>水中テレビジョン装置</u>	<u>カメラコントロール装置、カメラコントロールケーブル、液晶モニターを含む。</u>	
<u>部分品</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>
<u>附属装置</u>		<u>他の用途に用いることができるものを除く。</u>

(ロ) ~ (ニ) (略)

(8) (略)

2・3 (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 ~ 4-1-3 (略)

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の解釈は、次に定めるところにより行う。

。

「次に掲げるいずれの場合にも該当しないとき」とは、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条

4-1-4 輸出令第4条第1項第四号の解釈

輸出令第4条第1項第四号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第四号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

4-2・4-3 (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

(略)

(1) 確認の時期等

(略)

(2) 確認の書類

(略)

(イ) 外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の規定により輸出の許可若しくは承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証

第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定、同号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理、同号ハの規定に基づく通常兵器開発等省令の規定、同号ニの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知の受理のすべてに該当しなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

輸出令別表第3及び第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする輸出については、輸出令第4条第1項第四号イの規定に基づく核兵器等開発等省令の規定に該当せず、かつ、輸出令第4条第1項第四号ロの規定に基づく経済産業大臣からの許可の申請をすべき旨の通知を受けなければ輸出特例になる（外為法第48条第1項の規定の適用はない）というもの。

(1) 輸出令第4条第1項第四号ロの解釈

「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。

(2) 輸出令第4条第1項第四号ニの解釈

「通知を受けたとき」は4-1-1(4)と同じ。

4-1-5 輸出令第4条第1項第五号の解釈

輸出令第4条第1項第五号の「総価額」として積算すべき貨物の範囲は、輸出令別表第1の各項の中欄のうち括弧毎の貨物とし、輸出令第4条第1項第五号に規定された条件は各々の総価額ごとに判断する。ただし、積算すべき貨物の範囲に輸出令別表第3の3に掲げる貨物とそれ以外の貨物が混在する場合にあっては、輸出令別表第3の3に掲げる貨物の積算額及びそれ以外の貨物の積算額を各々の総価額とする。

4-2・4-3 (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

(略)

(1) 確認の時期等

(略)

(2) 確認の書類

(略)

(イ) 外為法第48条第1項又は輸出令第2条第1項の規定により輸出の許可若しくは承認を必要とするものについては、輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知することをもって提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達4. (2) ①の規定に基づく裏書情報（同通達1. (4)に規定する「裏書情報」という。以下同じ。）の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければならないものとする。

（注）税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、輸出許可の際、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあっては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

6 ~ 12 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

(略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物
(1) ~ (8) (略)

(9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの（下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。）

(10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(18)に掲げるものを除く。）

ただし、「電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告に当たっての裏書情報の記録等について」（平成14年11月5日付け平成14・10・28貿局第4号、輸出注意事項14第44号・輸入注意事項14第45号。以下「電子裏書通達」という。）に規定する電子許可・承認・確認（以下「電子許可・承認・確認」という。）を受けているものについては、当該電子許可・承認・確認の許可番号、承認番号又は許可・承認番号を税関に通知することをもって提出に替えるものとする。

なお、電子裏書通達5. (2) ①の規定に基づく裏書情報（同通達1. (4)に規定する「裏書情報」という。以下同じ。）の記録は、当該許可番号、承認番号又は許可・承認番号の税関への通知の前に行われていなければならないものとする。

（注）税関に提出された輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証は、税関において、裏書通関欄に所要事項を記載し、輸出許可の際、申告者に返却する。ただし、上記ただし書の場合にあっては、なお書に規定する裏書情報が税関において輸出許可証、輸出承認証又は輸出許可・承認証の裏書通関欄に記載すべき事項と相違ないことを確認しなければならない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

6 ~ 12 (略)

別表第1 輸出許可等事務の取扱区分

(略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物
(1) ~ (8) (略)

(9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの（下記の2の(11)及び(18)に掲げるものを除く。）

(10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、2の(16)、(17)及び(19)に掲げるものを除く。）

(10の2) (略)

(11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(9) (略)

(10) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの(下記の(18)に掲げるものを除く。)

(11) (略)

(12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(18)に掲げるものを除く。)

(13) (略)

(14) 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するとき

(削る)

(15)～(18) (略)

(注) (略)

別表第2～別表第6 (略)

(10の2) (略)

(11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(16)及び(17)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1)～(9) (略)

(10) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの(下記の(19)に掲げるものを除く。)

(11) (略)

(12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(19)に掲げるものを除く。)

(13) (略)

(14) 輸出令別表第1の16の項(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ)のいずれかに該当するとき

(15) 輸出令別表第1の16の項(2)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第四号イからニまで(輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ又はロ)のいずれかに該当するとき

(16)～(19) (略)

(注) (略)

別表第2～別表第6 (略)